

他府県等から京都市立京都堀川音楽高校及び 京都市立美術工芸高校を志願するみなさんへ

- 1 京都堀川音楽高校・美術工芸高校の志願資格は、京都府内に保護者の住所があることが必要ですが、在住都道府県の公立高校にない学科※については、例外的に就学を許可することがあります。
※ 単に学科名での判断ではなく、教育内容・教育課程等の比較により、個別に審査・判断します。
- 2 そのため、志願する場合は、特別事情具申<4号>として、手続き期間中に保護者等が直接ご来庁の上、申請していただく必要があります。
- 3 特別事情具申の提出にあたっては、事前に志願予定の専攻・コースと教育内容等について、以下の問合せ先にご相談・確認をお願いします。

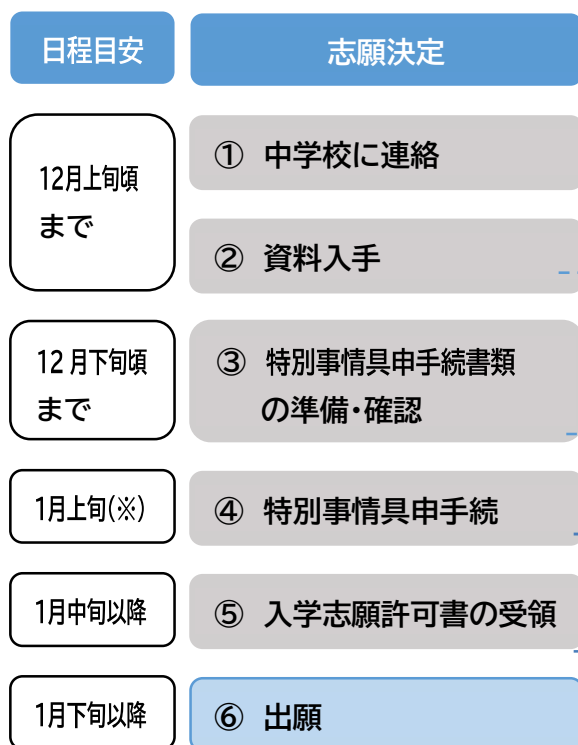
- | | |
|---------------------------------------|----------------|
| ☐ 京都市立京都堀川音楽高校 | : 075-253-1581 |
| ☐ 京都市立美術工芸高校※ | : 075-585-4666 |

特別事情具申について

1. 手続き期間

令和8年1月6日(火)から1月9日(金)まで(土・日・祝日除く) 午前9時から午後5時まで

□ 出願までの流れ



京都市教育委員会又は京都府教育委員会の HP 等にて選抜要項をご確認ください。
なお、要項・願書等は郵送による資料請求も可能です。

<必要書類>

(1)府外居住者の就学許可申請書(第4号様式の2)
※保護者が必要事項を記入・押印し、中学校長が証明印(校長公印)を押印したもの
※選抜要項の様式(P124)を印刷し、使用してください。

(2)返信用封筒

※京都堀川音楽高校は不要

※上記「1 手続き期間」のとおりに

※京都堀川音楽高校は高校へ直送(次頁参照)

2. 受付場所

京都府教育庁指導部高校改革推進室

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL:(075)414-5848

特別事情具申手続後の流れ

美術工芸高校	京都堀川音楽高校
◇京都市教育委員会において審査 (受領した書類に不備がある場合は、別途連絡)	◇京都市教育委員会において審査 (受領した書類に不備がある場合は、別途連絡)
↓	↓
<審査結果> ◇京都市教育委員会から 志願者に対して、審査結果を記した入学志願許可書を申請時に提出した返信用封筒に封入し、送付します。	<審査結果> ◇京都市教育委員会から 志願者に対して、中学校を通じて審査結果を連絡し、入学志願許可書については、京都堀川音楽高校へ直接送付します。 ※入学志願許可書は志願者の手元には届きません。
↓	↓
<出願> 入学志願許可書を願書に添付し、中学校を通じて志願先の高校に期間内に提出してください。 なお、中学校からの提出が難しい場合は、事前に高校とご相談ください。	<出願> 入学志願許可書は、京都市教育委員会から高校に直接送付されるため、それ以外の願書等を中学校から志願先の高校へ期間内に提出してください。

その他

- ・ 事情をよく説明できる成人の方であれば、保護者以外の方でも手続きをしていただけます。

特別事情具申手続の提出書類について(提出書類確認シート)

事情4 府外居住者が入学志願するため許可申請を要する場合

特別事情具申手続に係る提出書類を準備する際にご活用ください。

チェック

- ① 府外居住者の就学許可申請書 第4号様式(の2)

☐

選抜要項 p124

チェック

- ② 返信用封筒(返信先を記入し、110 円切手をはったもの)

☐

※京都堀川音楽高校は不要

チェック

- ③ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料

☐

高校改革推進室もしくは手続予定の教育局へご連絡ください。ご事情に応じて、必要資料等をご案内いたします。

■ 必要となる資料の一例

書類(例)	事情(例)
・在住都道府県の同学科 の教育課程や学校案内	お住まいの都道府県の高校に学びたい教育内容・教育課程がない場合